

●令和7年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R7.4.1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する 県の不妊治療費助成 事業との関係	先進医療への助 成 有→○ 無→×	保険適用による 生殖補助医療へ の助成 有→○ 無→×	不育治療への助 成 有→○ 無→×	居住期間の要件 有→○ 無→×	(例：1年以上居 住)	対象治療法	助成（限度）額・回数・期間	問合せ先 (電話番号)
1 鹿 児 島 市	鹿児島市不妊治療費助成事業	R5	・保険診療の不妊治療を行った夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民		×	○	×	×		(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 等 (一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 等 (検査) (薬物治療)	・保険診療分の自己負担額の2分の1（上限5万円） ・1年度につき上限額に達するまで複数回申請可 ・所得制限なし ・年齢制限・回数制限は、保険診療の制度に準ずる	母子保健課 099-216-1485
	不育症治療費助成事業	H30	・医師に不育症と診断された夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民 ・市民である期間の治療 ※所得制限・対象年齢制限なし		○	×	○	×		(不育症治療) ・不育症に関する治療及び 検査	・1回の妊娠に係る治療及び検査につき30万円 まで ※助成回数の制限なし	
2 鹿 屋 市	鹿屋市不妊治療費助成事業	H19	・法律上の婚姻をしていること。(事実婚を含む) ・市に治療者が1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の助成(先進医療)を除いた額)	×	○	×	○ (1年以上居住)		(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精など (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精など (男性不妊治療) ・生殖補助医療の一環(手術療法など)	(保険適用) ・1年度10万円上限 ・通算5年間 (保険適用外を含む) ・1年度20万円上限 ・通算5年間	健康増進課 0994-41-2110
3 枕 崎 市	枕崎市不妊治療費助成事業	H28	以下、全治療共通 ・夫婦のうちどちらかが市民 ・治療開始時に夫婦(事実婚を含む。)であること ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ・夫婦とも公的医療保険に加入 ・市税等の滞納がないこと (先進医療) 県の不妊治療費助成事業承認決定者のみ助成のため、県の対象者条件に準ずる	(先進医療) 県の不妊治療費助成事業承認決定者のみ助成。ただし、県の支給額を除いた額。	○	○	×	×		以下全治療に共通、 保険診療に係る自己負担となる部分の 治療費の一部助成 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (先進医療) 保険適用と併用可能な先進医療の助成 ※県の先進医療不妊治療費助成の承認 決定を受け、それを除いた額 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 (男性不妊治療)	(生殖補助医療) ・年間助成限度額 10万円 (凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもののについて年間助成限度額5万円。 一般不妊治療に含む) (先進医療) ・年間助成限度額 10万円 (一般不妊治療) ・年間助成限度額 5万円 (男性不妊治療) ・年間助成限度額 10万円 ※すべて通算助成期間 6年間	健康・こども課 (枕崎市健康センター) 0983-72-7176
4 阿 久 根 市	阿久根市不妊治療等費助成事業	特定 H21 一般 等 R2	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・戸籍上の夫婦、事実婚関係にある夫婦(	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	○	○ 1年以上居住		(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・人工授精等 (男性不妊治療) (不育治療)	(生殖補助医療)(男性不妊治療) ・1年度上限30万円 (一般不妊治療)(不育治療) ・1年度上限15万円 通算助成期間 5年間→助成期間制限なし。	こども保健課 0996-79-3039
5 出 水 市	出水市不妊治療費等助成事業	R7	・婚姻(事実婚を含む。)をしていること ・夫婦のうちどちらかが市民 ・市税の滞納がないこと	(先進医療) 県の不妊治療費助成事業承認決定者のみ助成。ただし、県の支給額を除いた額。	○	○	○	○ (1年以上市民)		国内の医療機関で受けた保険適用による不妊治療等及び鹿児島県先進医療不妊治療費助成事業の対象となる不妊治療等 ・一般不妊治療 ・男性不妊治療 ・特定不妊治療 ・不育治療	(不妊治療) ・自己負担額の1/2 ・1年度20万円上限 (不育治療) ・自己負担額の1/2 ・1年度10万円上限 (期間) ・1回の出産につき治療を開始した年度から連続する5年間	健康増進課(出水保健センター) 0996-63-4043
6 指 宿 市												こども課および保健係 (指宿保健センター) 0993-22-2111

7	西之表市											健康保険課健康増進係（西之表市保健センターすこやか） 0997-24-3233
8	垂水市	垂水市不妊治療費等助成事業（特定不妊治療部分）	H28	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ・夫婦いずれか又は両方が垂水市内に住所を有する	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成（ただし、県の支給額を除いた額）	○	○	-	×	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精	・1回10万円上限 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合：6回 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満である場合：3回	保健課 0994-32-1116
		垂水市不妊治療費等助成事業（不育症治療部分）	R4	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・夫婦いずれか又は両方が垂水市内に住所を有する ・その他県の要綱に準じる	県の不育治療費助成事業承認決定によらず助成（ただし、県の支給額を除いた額）	-	○	○	×	（不育症治療） ・不育症に関する治療及び検査	・1回10万円上限 ・回数制限はなし ・不育症の検査又は治療を開始した日から出産又は医師の判断により治療が終了した日を期間とする	保健課 0994-32-1116
9	薩摩川内市	薩摩川内市不妊治療費等助成事業（コウノトリ支援事業）	H18	・戸籍上の夫婦、事実婚関係にある夫婦 ・市に3か月以上居住 ・国民健康保険又は他の健康保険等へ加入 ・市税等の滞納なし ・配偶者が前2項目の要件を充足	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成（ただし、県の支給額を除いた額）	○	○	○	○ （3か月以上居住）	・体外受精 ・顕微授精 ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・その他医師が行う不妊治療で保険適用のもの ・上記と併用して行った先進医療（不育治療） ・不育治療	（不妊治療） ・1年度20万円上限 （不育治療） ・1年度10万円上限 （不妊・不育共通） ・産地域については旅費助成	市民健康課 （川内保健センター） 0996-22-8811
10	日置市	日置市不妊等治療費助成事業（ひおきベビカムサポート事業）	H23	・夫または妻（事実婚含む）が日置市に1年以上住所を有すること ・市税等の滞納がないこと ・公的医療保険に加入していること ※年齢制限については設定の予定なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成（ただし、県の支給額を除いた額）	○	○	○	○	（不妊治療） 医師が認めた不妊治療（男性不妊治療含む）及び治療に必要な検査 （不育症治療） 医師が認めた不育症に関する治療や検査及び妊娠後に行う検査	（不妊治療） ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり20万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産（妊娠12週以降）につき治療を開始した年度から連続する5年度 （不育症治療） ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり10万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産（妊娠12週以降）につき治療を開始した年度から連続する5年度	健康保険課 099-248-9421 （直通）
11	曾於市	曾於市不妊治療費助成事業	R4	・市税等の滞納なし ・市に夫婦いずれかが3か月以上居住 ・法律婚及び事実婚の夫婦 ・夫婦とも公的医療保険加入 ・妻の年齢が43歳未満	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定者によらず助成（ただし、県の支給額を除いた額）	○	○	×	○	・生殖補助医療（男性不妊治療含） ・一般不妊治療 ・先進医療 保険適用・保険適用外いずれも対象	・1年度50万円上限 高額療養費・付加給付・その他の助成額を控除した額	こども未来課 0986-76-1734
12	霧島市											健康増進課 保健予防グループ 0995-64-0905

13	い ち き 串 木 野 市	いちき串木野市不妊治療費等助成事業	H23	・医師による不妊治療等を受けていること ・法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・公的医療保険に加入していること	県の先進医療不妊治療費助成事業及び不育症検査費用助成事業の承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	○	○ 申請日において夫婦のいずれかが市に連続3か月以上居住	(1) 体外受精 (2) 顕微授精 (3) 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術 (4) 人工授精 (5) タイミング療法 (6) 排卵誘発法 (7) 男性不妊治療(但し(3)を除く) (8) 不育治療 (9) 前記の治療に必要な検査	※助成額はA、Bとも自己負担額の1/2 A (1)～(3)と(9) 助成限度額:1年度上限30万(治療開始から5年間) B (4)～(9) 助成限度額:1年度上限10万(治療開始から2年間)	子どもみらい課 子育て健康係 0996-24-8310
14	南 さ つ ま 市	南さつま市不妊治療費等助成事業	特定 H20 年度 一般 H28 年度 不育 症R3 年度	・市に1年以上居住 ただし1年以内であっても住宅を取得してそこに居住している場合は助成可能 ・所得要件を廃止 ・事実婚でも可能 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	○	○	(不妊治療) 医師が必要と認めた不妊症の原因を特定する検査及び治療 (不育症治療) ・医師が認めた不育症の原因を特定する検査及び治療 ※いずれも保険外診療も含む	(不妊治療) 一度の妊娠について助成額は下記のとおり ほかの助成を受けたあと、残った自己負担額 ・女性が行った不妊治療:通算60万円まで ・男性が行った不妊治療:通算30万円まで (不育症治療) ほかの助成を受けた後、残った自己負担額 一度の妊娠につき通算30万円まで ※ほかの助成に公的保険の支給(高額療養費、付加給付)を含む	子ども未来課 0993-76-1541
15	志 布 志 市	志布志市不妊治療費助成事業	H20	・法律上婚姻している夫婦及び事実婚の夫婦 ・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	×	○	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療(精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術) その他医師が必要と認めた不妊治療	・1年度20万円上限 ・回数制限なし ・年齢制限なし	こども子育て課 099-472-1111 (内285)
16	奄 美 市	奄美市不妊治療費等支援事業	H28	・法律上婚姻している夫婦または事実婚状態にある夫婦 ・市に3か月以上居住 ・国民健康保険又は社会保険への加入 ・市税等の滞納なし ・対象者の治療開始年齢が43歳未満	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	×	○	○	○ (夫婦共に3か月以上居住)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 (不育治療) (男性不妊治療) (不妊検査)	(特定不妊治療) ・1年度20万円上限 (一般不妊・不育治療) ・1年度5万円上限 (不妊・不育共通) ・治療費用の自己負担分の2分の1 ・通算5年間 (男性不妊治療) ・治療費の自己負担分の2分の1、単年度10万円上限 (不妊検査) ・検査費用の自己負担分の2分の1 単年度2.5万円上限	健康増進課 0997-52-1111 (内5057)
17	南 九 州 市	南九州市不妊治療費助成事業	H25	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし		×	○	×	○	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 ・排卵誘発法 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (男性不妊治療) 精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術	(一般不妊治療) ・1年度5万円上限 ・通算2年間 (生殖補助医療) ・1年度20万円上限 ・通算5年間 (男性不妊治療) ・1年度10万円上限 ・通算5年間	こども未来課 おやか保健係 0993-58-7221
18	伊 佐 市											こども課 0995-23-1311
19	始 良 市											子どもみらい課 母子健康支援係 0995-66-3293
20	三 島 村											民生課 099-222-3141
21	十 島 村	十島村不妊等治療費助成事業実施要綱	R7	・夫婦共に村に1年以上居住 ・村税等の滞納なし ・年齢上限なし	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の先進医療)を除いた額)	○	○	○	○ (夫婦共に村に1年以上居住)	不妊症に係る治療 不育症に係る治療	不妊症に係る治療 200,000円/年 不育症に係る治療 100,000円/年	住民課 099-222-2101

22	さつま町	さつま町こうのとり支援事業	R4	・町に1年以上居住し、法律上の婚姻をしていること ・町税等の滞納なし		×	○	○	○	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精など (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精など (男性不妊治療) (不育症治療)	・1年度につき1夫婦あたり30万円を上限に助成(高額療養費支給額助成を控除した額とする。保険適用となる不妊治療は先進医療不妊治療費助成事業と合計し、30万円を上限とする。)	こども課 0996-24-8941
		さつま町先進医療不妊治療助成事業	R5	・町に1年以上居住し、法律上の婚姻をしていること ・町税等の滞納なし	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の助成(先進医療)を除いた額)	○	×	○	○	・保険診療と併用可能な先進医療	・さつま町こうのとり支援事業(健康保険適用分)と合計し、1年度あたり1夫婦あたり30万円を上限に助成(鹿児島県先進医療不妊治療費助成金の助成を控除した額とする。) ・回数は健康保険が適用される回数まで	こども課 0996-24-8941
	長 島 町	長島町エンゼル支援事業	H13	・町に1年以上居住し、婚姻後1年以上経過した夫婦 ・国民健康保険又は社会保険への加入	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○ (自己負担金に 対して助成)	○	○ (1年以上居住)	(特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に関する検査及び治療費	・1年度10万円上限	町民保健課 保健予防係 0996-86-1157
	湧 水 町	湧水町不妊治療費助成事業	R5	・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚であること ・夫もしくは妻のいずれか一方または両方が町内に1年以上住所を有していること ・各税金等を滞納していないこと ・治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下であること	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成	×	×	×	○	・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・男性不妊治療	・1年度あたり15万円を限度に通算5年間	健康増進課 0995-74-3111
	大 崎 町	大崎町不妊治療費助成事業	H21	・夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にある夫婦	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	×	○ 1年以上居住	(一般不妊治療) ・タイミング法・人工授精 (特定不妊治療) ・体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療 ・先進医療 ・その他医師が必要と認めた不妊治療	(保険適用の不妊治療) ・1年度10万円上限 (保険適用外・先進医療を含む不妊治療) ・1年度20万円上限 ・1人当たり、1年度20万円上限 ・1夫婦当たり、1年度2回まで ・通算5年間	保健福祉課 099-476-1111
26	東 串 良 町	不妊治療費助成事業	H28	・夫婦の一方又は両方が町内に1年以上居住 ・法律上婚姻している又は事実婚関係にある夫婦 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	×	○ (1年以上居住)	(一般不妊治療) ・タイミング療法・人工授精等 (生殖補助医療) ・体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療 (先進医療) (その他医師が必要と認めた不妊治療)	左記治療の保険適用分・保険適用外の自己負担分に対し、1年間20万を上限に助成。(※高額療養費・付加給付・その他の助成額を控除した額とする。) ・通算5年間	福祉課 国保保健衛生係 0994-63-3103
			H21	・町に3か月以上居住 ・法律上婚姻している夫婦 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	×	○	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・人工授精 (男性不妊治療) (先進医療) (その他医師が必要と認める不妊治療)	(保険適用の不妊治療) ・1年度当たりの上限額10万円(高額療養費及び付加給付の額を控除した額) (保険適用外・先進医療を含む不妊治療) ・1年度当たりの上限額20万円(県の助成額を控除した額)	健康保険課 健康増進チーム 0994-22-3044
28	南 大 隅 町	南大隅町不妊治療費助成金助成事業	H25	・町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・法律上婚姻している夫婦及び、事実上婚姻関係と同様の夫婦 ※対象年齢制限なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	×	○ (申請日において、夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が1年以上の間、南大隅町に住所を有していること。)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・ホルモン療法 (排卵誘発法等含む) ・人工授精 (男性不妊治療) ・精巣内精子採取術等 保険適用分も含む	・1年間以上上限額10万円 ・通算5年間	町民保健課 子育て包括推進係 0994-25-1500

29	肝 付 町	肝付町不妊治療費助成事業	H27	・町に3か月以上居住 ・法律上婚姻している夫婦・及び事実婚の夫婦 ・妻の年齢が43歳未満（治療開始日において） ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成	×	○	×	○	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊手術 （一般不妊治療） ・タイミング療法 ・ホルモン療法 （排卵誘発法等含む） ・人工授精等	※左記治療の保険適用分・保険適用外の自己負担分（高額療養費分除く）に対し、1年間20万を上限に助成。	健康増進課 0994-35-1300
30	中 種 子 町					×	×	×	×			地域福祉課 こども未来係 0997-27-1111
31	南 種 子 町											くらし保健課 0997-26-1111(132)
32	屋 久 島 町											福祉支援課 子育て支援係 0997-43-5900
33	大 和 村	大和村不妊治療費等支援事業	R6	・法律婚又は事実婚で夫又は妻のいずれかが村に3ヶ月以上住所を有していること。 ・医師により妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと診断され、不妊治療又は不育治療を受けた者。 ・治療初日に妻の年齢が43歳未満。 ・村税等の滞納がない者。	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	○	○	○	夫または妻のいずれかが3か月以上居住	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・採卵したが卵が得られない等のため中止したもの ・男性不妊治療 （一般不妊治療） ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法（不育治療） ・不育治療	（特定不妊治療） ・治療費の1/2の額。（年間20万円を上限） （一般不妊治療） ・治療費の1/2（年間10万円を上限） （不育治療） ・治療費の1/2（年間10万円を上限）	保健福祉課 0997-57-2218
34	宇 検 村	宇検村不妊治療費等支援事業	R7	・戸籍上の夫婦 ・村に90日以上住所を有していること。 ・医師により不妊又は不育症と診断され、不妊又は不育治療を受けた者。 ・治療初日に妻の年齢が43歳未満。 ・夫婦とも公的医療保険に加入 ・村税等の滞納がない者。	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	×	○	○	○	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・採卵したが卵が得られない等のため中止したもの （一般不妊治療） ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法（不育治療） ・不育治療 ・男性不妊治療	（特定不妊治療） ・治療費の自己負担となる費用（年間20万円を上限） （一般不妊・不育治療） ・治療費のうち自己負担となる費用（年間5万円を上限） （男性不妊治療） ・治療費のうち自己負担となる費用（年間10万円を上限） 一般不妊治療、不育治療 → 通算5年間 生殖補助医療 → 40歳未満 6回 40歳以上43歳未満 3回	保健福祉課 0997-67-2212
35	瀬 戸 内 町	瀬戸内町不妊治療等支援事業	H29	・戸籍上の夫婦 ・本町に3か月以上住んでいる ・女性の年齢が治療開始時に43歳未満 ・町民税等の滞納がない	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成	×	○	○	○ （3ヶ月以上居住）	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・男性不妊治療 （一般不妊治療） ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法（不育治療）	（特定不妊治療） ・治療費の1/2の額。（年間20万円を上限） （一般不妊治療） ・治療費の1/2（年間5万円を上限） （不育治療） ・治療費の1/2（年間5万円を上限）	保健福祉課 保健予防係 0997-72-1068
36	龍 郷 町	龍郷町不妊治療費等支援事業	H25	・法律上婚姻している夫婦 ・町に90日以上居住 ・国民健康保険又は他の健康保険等への加入 ・妻の治療開始年齢が43歳未満 ・町民税等の滞納がない	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	×	○ ※男性不妊の手術は除く	○	○ （90日以上居住）	（特定不妊治療） ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・採卵したが卵が得られない等のため中止したもの （一般不妊治療） ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法（不育治療） ・不育治療	（特定不妊治療） ・県の不妊治療費助成金や加入している公的保険の付加給付を控除した後の治療費の自己負担となる費用（年間20万円を上限） （一般不妊・不育治療） ・治療費のうち自己負担となる費用（年間5万円を上限） ・通算5年間	子ども子育て応援課 0997-69-4555
37	喜 界 町											保健福祉課 包括保健チーム 0997-65-3522
38	徳 之 島 町											保健センター （0997-83-3121）
39	天 城 町											けんこう増進課 保健予防係（保健センター） 0997-85-4113
40	伊 仙 町											伊仙町役場 子育て支援課 0997-86-3114

[illegible]